

令和5年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎 検討業務（その2） 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和5年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務
(その2)

2 背景と目的

本市では、平成28年5月に策定した「第2次都心まちづくり計画」に基づき、「歩きたくなるまち」を実現させるため、まちづくりと連携した歩行者ネットワークの形成や民間開発におけるオープンスペース整備の誘導、道路空間をはじめとする公共的空間の柔軟な利活用に向けた取組などを実施している。

こうした中、国においては多様な人々との交流を通じたイノベーションの創出や人を中心とした豊かな生活を実現するため、居心地が良く歩きたくなるまちづくり推進しているところであり、本市においても、令和4年5月に策定した最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」に「居心地が良く歩きたくなる空間の形成」などを掲げたところである。

また、都心においては、多くのビル等が一斉に更新時期を迎えており、さらには、2030年度末に北海道新幹線の札幌延伸も予定されているなど、まちづくりの大きな転換点に直面している。この都心のリニューアルに併せ、居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりを推進し、都市の価値をさらに高めていくことが重要である。

本業務は、居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりを推進する施策の検討のうち、路線ごとの機能や空間の分析・考察及び本事業を推進するにあたって行うべき都心交通に係る施策案の検討を行うものである。

3 業務概要

本業務の概要については以下に示すとおりである。なお、本業務は、居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向け、都心交通の視点から施策を検討するものである。

なお、別途行っている居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務（その1）に関して適宜委託者より情報提供を行うので、活用すること。

(1) 都心交通の現状及び課題等の整理

下記(2)及び(3)の検討に向けて、交通分野の観点から、現状及び課題等を整理する。具体的には、歩行者、自動車、自転車、荷捌き車両等の道路利用実態や道路の形状、交通量（過年度調査含む）や沿道状況を踏まえた路線ごとの機能分担などの現状及び課題等を体系的に整理すること。なお、整理にあたっては周辺の開発動向等にも留意することとし、昨年度実施した基礎調査業務や過年度の各種交通量調

査結果も踏まえること。整理する視点や方法等については、企画提案を踏まえた協議により決定する。

(2) 路線ごとの機能や空間の分析・考察

上記(1)の内容や「令和5年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務（その1）」の検討内容等を踏まえ、今後、各路線に求められる機能（※）やその機能を果たすために必要となる道路空間等を検討したうえで、都心の路線ごとの機能や空間の分析・考察を行う。考察するパターン等については、企画提案を踏まえた協議により決定する。

※ 求められる機能の例

賑わい・滞在空間、自転車・公共交通等の多様なモビリティの通行空間、バリアフリー、都市の顔となるシンボル性、物流を支える空間、沿道施設へのアクセス、周辺の施設等と連動した回遊性など

(3) 都心交通の課題解決に向けた施策案の検討

上記(1)で整理した課題や居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けて道路空間の再配分等を実施することによって想定される交通課題を解決するとともに、限られた空間をより効果的・効率的に運用できる施策案を検討すること。

(4) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

4 業務規模

5,000千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

6 成果品

- (1) 業務報告書：A4版製本（図面等A3） 5部
- (2) 業務報告書概要版：A3 2～3枚程度 5部
- (3) 電子データ：PDF及びWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規

定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

8 企画提案を求める項目

(1) 本業務に取り組む上での視点等について

札幌都心の現状や近年の社会経済動向等を踏まえ、本業務に取り組むうえでの全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。

(2) 都心交通の現状及び課題等の整理について

現状及び課題等を整理するにあたって、重視する視点や考え方について提案すること。

(3) 路線ごとの機能や空間の分析・考察について

路線ごとの機能や空間の分析・考察するにあたって、重視する視点や考え方について提案すること。また、機能分担や道路形状を検討するにあたって、配慮すべき事項について提案すること。

(4) 都心交通に係る施策案の検討について

都心交通に係る施策案の検討にあたって、重視する視点や考え方について提案すること。

(5) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と、その活かし方を提案すること。また、本業務の執行体制について、提案すること。

(6) 本業務のスケジュール案について

本業務のスケジュール案を提案すること。

(7) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書(A4 縦、1枚、様式1)
- イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式2)
- ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)
- オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2枚以内、様式自由)
- カ 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

(3) 提出期限

令和5年11月10日(金) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

都市計画等の調査業務や都心のまちづくり活動など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

- (ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/index.html>

イ 第2次都心まちづくり計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

ウ 令和4年度「居心地が良く歩きたくなる都心まちづくり推進に向けた基礎調査業務」報告書（令和4年度）

エ 「都心まちづくりの今日的動向等に関する調査・研究業務」報告書（令和3年度）

https://www.city.sapporo.jp/somu/machikiso/seika_r03.html

※ 参考資料ウについては参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記（2）提出先にて提供する。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和5年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務（その2）質問書」とし、令和5年11月2日（木）12:00まで受け付けるものとする。

FAX：011-218-5112

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和5年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和5年11月14日（火）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和5年11月20日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

(1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。

(2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

(3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(2)、(3)及び(4)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

(4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 本業務全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務に取り組む上での全体的な視点が、札幌都心の現状や近年の社会経済動向等を適切に踏まえたものとなっているか。 ・本業務に取り組む上で特に重要な点や留意点が、本業務の趣旨を理解しており、居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進という観点から適切なものとなっているか。 	10
<p>(2) 都心交通の現状及び課題等の整理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状及び課題等を整理するにあたって、重視する視点や考え方が有効な提案になっているか。 	20
<p>(3) 路線ごとの機能や空間の分析・考察について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線ごとの機能や空間の分析・考察するにあたって、有効な提案になっているか。 ・機能分担や道路形状を検討するにあたって、配慮すべき事項が有効な提案になっているか。 	20
<p>(4) 都心交通に係る施策案の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心交通に係る施策案の検討にあたって、重視する視点や考え方が有効な提案になっているか。 	20
<p>(5) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の類似・関連業務実績及びその活かし方が、業務全体を効果的かつ円滑に進められると判断できる十分なものであるか。 ・業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 	10
<p>(6) 本業務のスケジュール案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に無理がない適切なスケジュールとなっているか。 	10
<p>(7) 独自提案事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。 	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：渡部 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112